

奈良県告示第二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、和爾土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年四月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	清岡 庄三	天理市和爾町一六九
〃	西岡 利行	〃 六七七
〃	古川 清和	〃 一三三
〃	奥谷 道夫	〃 一八八―二―二
〃	古川 雅洋	〃 二四一―二
〃	木村 幸宏	〃 二〇三
〃	山下 昌隆	〃 一四三
監事	後藤 求	〃 一九九
〃	小松 正之	〃 一七五
〃	武田 晃	〃 一〇三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	清岡 庄三	天理市和爾町一六九
〃	西岡 利行	〃 六七七
〃	古川 清和	〃 一三一
〃	奥谷 道夫	〃 一八八―二―二
〃	古川 雅洋	〃 二四一―二
〃	木村 幸宏	〃 二〇三
〃	山下 昌隆	〃 一四三
監事	小松 正之	〃 一七五
〃	武田 晃	〃 一〇三
〃	新田 晴行	〃 一〇九八―一